

「手話で共に暮らす長浜市手話言語条例」の制定に向けて、
これまでの経過と今後の取り組みについて

1 条例案作成のこれまでの経過

- ・令和3年6月 庁議（着手報告）
- ・ 〃 6月 第1回庁内プロジェクトチーム会議
- ・ 〃 7月 健康福祉常任委員会（着手報告）
- ・ 〃 8月 長浜市しょうがい福祉推進協議会
- ・ 〃 8月 第1回「（仮称）長浜市手話言語条例」を検討する懇談会
- ・ 〃 10月～ アンケート調査実施（聴覚しょうがい者）147人/287人
- ・ 〃 10月～ アンケート調査実施（手話サークル）4団体 39人
- ・ 〃 10月～ アンケート調査実施（手話通訳士・者）6人
- ・ 〃 10月 「（仮称）長浜市手話言語条例」説明会（聴覚しょうがい者対象）
- ・ 〃 12月 第2回庁内プロジェクトチーム会議
- ・ 〃 12月 第2回「（仮称）長浜市手話言語条例」を検討する懇談会
- ・令和4年1月～ 庁内意見照会
- ・ 〃 3月 長浜市しょうがい福祉推進協議会
- ・ 〃 3月 庁議（パブリックコメント実施前）
- ・ 〃 4月 健康福祉常任委員会（パブリックコメント実施前）
- ・ 〃 4月～ パブリックコメント実施
- ・ 〃 6月 第3回庁内プロジェクトチーム会議
- ・ 〃 6月 第3回「（仮称）長浜市手話言語条例」を検討する懇談会

2 今後の取り組み

パブリックコメント等のご意見を踏まえ、再度、懇談会等で議論を深めるとともに当事者をはじめ関係団体や市民のみなさまにご理解いただけるように丁寧な説明を行い、必要に応じて条例案の修正を行います。

また、条例制定後の施策の展開について、施策の推進方針を作成します。

<参考>本市における意思疎通支援の取組状況

○手話通訳者等設置事業

庁舎に手話通訳士1名を配置し、来庁する聴覚しょうがい者等への意思疎通支援等を行う。

○手話通訳者派遣事業

聴覚にしょうがいのある人の日常生活上のコミュニケーション支援と交流活動を

促進するため、手話通訳者を派遣し、社会参加の促進を図る。

(手話通訳実績) R1: 161 件、R2: 127 件、R3: 149 件

○手話奉仕員養成事業

聴覚にしょうがいにある人への理解と認識を深め、日常生活での手話によるコミュニケーションと交流活動を促進することを目的として「手話奉仕員養成講座」を開催し、将来的な手話通訳者や手話ボランティアとして活躍する人材を育成。

(受講し、認定証書交付実績) R1:16 名、R2:11 名、R3:22 名

○要約筆記者派遣事業

聴覚等にしょうがいのある人の日常生活上のコミュニケーションの支援と交流活動を促進するため、要約筆記者を派遣し、社会参加の促進を図る。

(実績) R1:5 件、R2: 4 件、R3: 2 件

○遠隔手話通訳サービス

聴覚しょうがい者等が病院を受診される場合に、病院と市役所設置のタブレットをテレビ電話でつなぎ、市役所の手話通訳士によって、遠隔での手話通訳により意思疎通支援を行う。

(実績) R3: 7 件 (新規)

○出前講座 (ワンポイント手話講座)

市民向け簡単なあいさつ等のワンポイント手話レッスンの実施